

太田市日中一時支援事業（サービスステーション事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、心身障がい児（者）の介護を行う保護者が一時的に介護ができない場合、あらかじめ群馬県に登録を行っている24時間対応型サービスステーション（以下「サービスステーション」という。）に介護を委託する事業（以下「日中一時支援事業（サービスステーション事業）」という。）により在宅の重度知的障がい児（者）、重度身体障がい児（者）、中軽度知的障がい児（者）、中軽度身体障がい児及び発達障がい児（以下「心身障がい児（者）」という。）の福祉及び介護者の負担軽減を図るとともに心身障がい児（者）本人及びその家族のより豊かな生活の実現を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度知的障がい児（者） 療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知。以下「家庭局通知」という。）に基づく第三障害の程度の判定Aの療育手帳の交付を受けている者又はこれと同程度の障がいを持つ者をいう。
- (2) 重度身体障がい児（者） 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令15号）第5条第3項の別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者（65歳以上の者を除く。）をいう。
- (3) 中軽度知的障がい児（者） 重度知的障がい児（者）以外の者であって、家庭局通知に基づく療育手帳の交付を受けているもの又はこれと同程度の障がいを持つ者をいう。
- (4) 中軽度身体障がい児 重度身体障がい児（者）以外の者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの（18歳以上の者を除く。）をいう。
- (5) 発達障がい児 児童相談所、医療機関等において、発達障がいとして診断されている児童（第1項から第4項に該当する児童を除く。）をいう。

（対象者）

第3条 日中一時支援事業（サービスステーション事業）において介護の対象となる者は、在宅の心身障がい児（者）とする。

（サービスステーションとの契約）

第4条 市長とサービスステーションは、日中一時支援事業（サービスステーション事業）委託契約書（様式第1号）により当該事業に関する契約を締結するものとする。

（介護の要件）

第5条 市長は、心身障がい児（者）の介護を行う保護者が、心身障がい児（者）を一時的に介護することができないため、サービスステーションに一時的に介護を依頼する必要があると認めた場合に介護を行うものとする。

（介護の内容等）

第6条 介護の時間は、30分を1単位とする。ただし、最小利用単位は、2単

位とする。

- 2 サービスステーションが行う介護の内容は、食事、排せつ、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清しき、洗髪等の介護その他必要な身体の介護等のうち必要と認められるものとする。
- 3 サービスステーションは、保護者（又は本人）から依頼があったときは、生活支援（サービスステーションから一時的に外出しての本人支援、生活訓練等）を行うことができるものとする。

（介護の場所及び形態）

第7条 サービスステーションが心身障がい児（者）を介護（生活支援を除く。）する場所は、特定の介護の区画とする。ただし、市長が関係者との協議を行い、事前に真にやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

- 2 日中一時支援事業（サービスステーション事業）による介護は、常に心身障がい児（者）1人に対して介護者1人とする。

ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、心身障がい児（者）1人に対して介護者2人で介護を行うことができる。

- (1) 相談支援事業所の相談専門員による相談支援のもと、居宅介護、行動援護その他の障害福祉サービス又は障害児通所支援（以下「法定サービス」という。）において2人介護が認められるか検討が行われていること。
- (2) サービスステーションにおける2人介護の代替となる法定サービスの利用ができない状況にあること。
- (3) 市長が必要と認めること。

- 3 サービスステーションの職員は、同居家族又は3親等内である心身障がい児（者）に対する介護の提供を行うことができない。

（介護の期間）

第8条 介護の期間は、サービスステーションによる介護及び太田市日中一時支援事業（登録介護者事業）実施要綱（平成21年4月1日太田市制定）に基づく登録介護者による介護を通算して、原則として連続5日（1日数時間の介護が連続する場合を含む。）を限度とする。ただし、介護の期間が繰り返されるなどの定期的利用（サービスステーションによる介護と登録介護者による介護を通算して週3日以上（1日数時間の介護を含む。）の利用の繰り返すことをいう。）となる介護は、対象外とする。

- 2 市長は、保護者の状況等から介護の期間の変更が真にやむを得ないと認める場合は、必要最低限の範囲で介護の期間を変更することができる。

（サービスステーションへの介護登録の決定等）

第9条 サービスステーションによる介護を希望する保護者（以下「介護申請者」という。）は、サービスステーション介護登録申請書（様式第2号）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、内容を審査し、速やかに介護登録の適否を決定し、適当と認めたときは、サービスステーションに心身障がい児（者）の介護登録を委託するものとする。

- 3 市長は、介護登録を決定したときは、サービスステーション介護登録決定通知書（様式第3号）を介護申請者に送付するとともに、サービスステーション

介護登録通知書兼介護依頼書（様式第4号）に利用者カード（様式第5号）を添えてサービスステーションに通知するものとする。

4 市長は、介護登録の否決をしたときは、サービスステーション介護登録否決通知書（様式第6号）を介護申請者に送付するものとする。

5 介護登録を受けた者は、サービスステーションを利用しようとするときは、市長及びサービスステーションに連絡し、利用の申込みを行うものとする。

（介護に係る費用等）

第10条 心身障がい児（者）の介護を委託する場合の委託費用は、別表に定める額とし、市が支弁するものとする。

2 介護を受ける心身障がい児（者）の通常的生活に必要な食事、衣類、補装具、がん具、衛生医療品等の費用は、保護者が負担するものとする。

3 介護を受ける心身障がい児（者）（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）の保護者は、介護の委託に要する経費の一部として直接委託したサービスステーションに支払うものとする。

（サービスステーションの委託費用の請求及び支払）

第11条 サービスステーションは、毎月5日までに当該介護に係る委託費用について、サービスステーション介護委託費用請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）に日中一時支援事業（サービスステーション事業）利用者確認表（ 月分）」（様式第8号）を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、これを審査し、その月の末日までに委託費用を支払うものとする。

（サービスステーションの記録、諸帳簿等）

第12条 サービスステーションは、介護の委託費用について特別会計を設け明確に経理するとともに、サービスステーションに関する諸記録、次に掲げる帳簿等を整備しなければならない。

(1) サービスステーションの活動内容を記録した業務日誌

(2) 市からの委託料の経理に関する帳簿

(3) その他事業に関する記録、帳簿等

（実績報告等）

第13条 サービスステーションは、利用の状況及び委託料の経理等について、年度終了後速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、介護を委託したサービスステーションから必要な報告を求め、委託した経費の経理状況等について調査を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（太田市心身障害児（者）生活サポート要綱の廃止）

2 太田市心身障害児（者）生活サポート要綱（平成17年3月28日太田市制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日の前日までに太田市心身障害児（者）生活サポート事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

太田市負担

対象者とその世帯 区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）		中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児	
	生活保護世帯	左記以外の世帯	生活保護世帯	左記以外の世帯
1単位当たりの金額	1,500円	1,300円	1,250円	1,050円

保護者負担

対象者とその世帯 区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）		中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児	
	生活保護世帯	左記以外の世帯	生活保護世帯	左記以外の世帯
1単位当たりの金額	0円	200円	0円	200円

※ 心身障がい児（者）1人に対して、介護者2人で介護を行う場合の太田市負担額及び保護者負担額については、上記額の2倍の額とする。